



高齢者福祉

▶ 仲間づくりや生きがいのために

問 高齢福祉課 内線(1151・1154) / FAX 272-6302

高齢者が健康でいきいきと暮らしていくには、高齢者自身が積極的に社会の一員として活動していくことが大切です。社会参加の中で、新しい人との出会いや、生きがいを見つけることができるでしょう。市では意欲的な高齢者のために、いろいろな活躍の場を設け、応援していきます。

老人クラブ

問 老人クラブ事務局(千曲市社会福祉協議会内)

☎276-2687

生活を健康で豊かなものにするため、地域の人たちによって自主的に作られた会員組織です。地域づくり・ボランティア活動・自己研さんなどの活動を通じて生きがいを高めたり、仲間づくりをしています。おおむね60歳以上の方が対象です。加入のお申し込みは各単位老人クラブへ。ご相談は老人クラブ事務局へ。

千曲市戸倉人権はつらつセンター

問 高齢福祉課 内線(1154) / FAX 272-6302

人権教育や啓発活動および中高齢者の心身の健康維持や介護予防並びにコミュニティの推進のために使用できます。また、高齢者の体力づくりのために使用できる運動器具が備えてあり、無料で使用できます。利用するときは予約が必要になります。通常職員は不在のため、利用に関しては高齢福祉課に問い合わせてください。

- 利用時間 / 午前8時30分～午後10時
- 所在地 / 戸倉2639

老人コミュニティセンター

問 各老人コミュニティセンター

老人コミュニティセンターは、高齢者などのコミュニティづくりの推進の場として、市内3か所に設置されています。この施設を利用できる方は、市内に居住する高齢者、福祉団体およびボランティアグループなどです。お気軽にご利用ください。いずれの施設も、児童館と併設されています。

- 利用料 / 1時間あたり150円(減免規程あります)
- 利用時間 / 午前8時30分～午後9時

名称	所在地	電話
戸倉老人コミュニティセンター	戸倉1972-2	276-1670
更級老人コミュニティセンター	羽尾1812	275-5812
五加老人コミュニティセンター	千本柳328	275-4011

更埴地区老人大学

問 老人大学事務局(千曲市社会福祉協議会内)
☎276-2687

健康増進、教養の向上、仲間同士や地域との交流など、充実した老後を送れるよう老人大学を開設しています。おおむね60歳以上の方が入学できます。

シルバー人材センター

問 更埴地域シルバー人材センター
☎272-5630

更埴地域シルバー人材センター戸倉上山田支所
☎276-6680

健康で働く意欲のある高齢者が培った経験を生かし、臨時的、短期的または軽易な仕事を通して生きがいを高め、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的として、自主的に組織した公益的な団体です。植木手入れ、草刈り、簡易な大工仕事、清掃、公園・公共施設の管理、臨時的な仕事を登録者の適性にあわせて紹介しています。おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方ならどなたでも登録できます(年会費/2,500円)。

循環バスの利用について

問 (循環バスに関すること)
生活安全課

内線(2251) / FAX 273-1924

千曲市循環バスは、市内8路線で月曜日～土曜日まで毎日運行しています(大循環線の一部の便のみ、日曜・祝日も運行しています)。65歳以上の市民の方は、割引乗車券を提示することにより通常料金の半額(1回100円)でご利用いただけます。割引乗車券は、生活安全課窓口で交付を受けてください。

デマンド型乗合タクシーについて

問 生活安全課

内線(2251) / FAX 273-1924

東部地域では、平日の昼間、循環バスに代わり、予約制の乗合タクシーを運行しています。利用するには、事前に利用者登録が必要です。

詳しくは、千曲市総合交通マップをご覧ください。担当課までお問い合わせください。

市内入浴施設一覧表

問 各施設

施設名	館内施設	開館時間	休館日	入浴料金	所在地	電話
多世代健康交流プラザ つるの湯	●男女各浴室1 ●休憩室	9:00～ 22:00	●第1、第3水曜日	●大人 350円 ●満65歳以上 180円 ●3歳以上小学生 150円 ●障がい者割引有	上山田温泉 3-43-1	261-0770
佐野川温泉 竹林の湯	●男女各浴室1 ●休憩室	10:00～ 21:00	●第2、第4水曜日 ●12月29日～翌年1月3日	●大人 350円 ●満65歳以上 180円 ●3歳以上小学生 150円 ●障がい者割引有	桑原1551	272-6500
健康プラザ	●男女各浴室1 ●休憩室	10:00～ 19:00	●月曜日(祝日に当たるときは、その翌日) ●休日の翌日および12月29日から翌年1月3日	●大人 200円 ●満65歳以上 100円 ●3歳以上小学生 90円 ●障がい者割引有	倉科76-1	272-5818
白鳥園	●男女各浴室1 ●男女各サウナ1 ●大広間	9:30～ 21:00	●第2火曜日	●大人 600円 ●満65歳以上 350円 ●3歳以上小学生 250円 ●障がい者割引有	戸倉2254	275-0400
リ スパ Re SPA シンコースポーツ(千曲市余熱利用施設)	●男女各浴室1 ●休憩室 ●トレーニングルーム	9:00～ 19:00	●火曜日 ●年末年始 ●ごみ焼却炉の停止日	●大人 200円 ●満65歳以上 100円 ●3歳以上小学生 90円 ●障がい者割引有	屋代 3083番地1	214-5690

健やかな老後と生活支援

☎ 高齢福祉課 内線(1151・1154) / FAX 272-6302

誰でも年をとれば、今まで簡単にできたことが困難になってくることがあります。日常の生活で不自由さを感じるようになってきたら、気軽に福祉サービスを利用しましょう。

サービス	内容	対象者	費用など
重度要介護高齢者等訪問 理美容サービス事業	理美容院へ行けない人のために、 自宅へ訪問して理美容サービス を提供	理美容院へ出向くことのできない在宅 の重度要介護高齢者および重度身体障 がい者	1枚1,000円の利用券を年間 12枚を限度に交付 利用料金から利用券の助成額 を控除した額を自己負担
緊急通報システム装置設置 事業	急病・災害などの緊急時における 通報システムの設置	原則65歳以上の独り暮らしの高齢者 などで、脳血管・心疾患などで緊急搬送 の可能性が高い者	システム利用料 月額500円 通話料個人負担
安心コール事業	週2回電話による安否確認など	おおむね65歳以上の独り暮らしの高 齢者で、近隣との交流が少ない者	無料
生活管理指導短期宿泊事業 (ショートステイ)	養護老人ホームで宿泊をし、生活 習慣などの改善を目指す	社会適応が困難な高齢者(要支援・要介 護認定者は除く)	滞在費 1日あたり446円～1,338円 (食費など自己負担有り)
配食サービス	食事の支度ができにくい高齢者 などに昼・夕食を月～土曜日の週 6日、自宅へお届けします	独り暮らしの高齢者、高齢者世帯、身体 障がい者など、要支援・要介護認定者な どで食事の支度が困難な者	1食当たり350円～440円
介護用品等支給事業	紙おむつなどを購入した場合に 補助	住民税非課税世帯などの要件を満たし た者	年75,000円を上限に支給 (領収書添付)
高齢者にやさしい住宅改良 促進事業	住宅環境の改善を行う場合に補 助金を支給	要支援・要介護認定者、所得税額8万円 以下の世帯	700,000円以内を補助 自己負担有り(1割)
熱中症計配布事業	在宅の独り暮らし高齢者へ熱中 症計を配布し、熱中症の予防を図 る	民生児童委員が整備する「千曲市要援 護高齢者台帳」に登録されている独り 暮らし高齢者	無償 配布は1回のみ 電池交換は自己負担 (身近な民生児童委員にご相談 ください)
「命のカプセル」配布事業	緊急時に必要な情報を記入した 用紙をカプセルに入れ、平時は冷 蔵庫に保管しておき、災害や緊急 時に役立つ(災害時の救出や、 緊急時の搬送を約束するもので はありません)	千曲市災害時避難行動要支援者名簿・ 災害時要援護者名簿に登録がある者	無償 カプセル内の情報は必要に応じ 更新してください

※費用などは、変更になる場合があります。

祝賀事業・介護者への慰労

☎ 高齢福祉課 内線(1151・1154) / FAX 272-6302

長寿をお祝いしたり、高齢者を介護しているご家族のご苦労をねぎらうため慰労金を支給します。

敬老祝い

100歳、88歳(米寿)になられた方に祝い品を贈り、長
寿をお祝いします。

70歳以上の高齢者を対象に、各区・自治会で開催され
る敬老祝会に補助金を支給します。

重度要介護高齢者等家庭介護者慰労金支給事業

在宅で要介護度3以上、または重度心身障がい者の方
などを基準日前の年間183日以上介護されている介護
者のご苦労をねぎらうため、介護慰労金を支給します
(年額80,000円)。

介護保険制度

問 高齢福祉課 内線(1172・1173) / FAX 272-6302

高齢化社会を迎え、加齢や疾病、認知症などにより介護を必要とする方がいらっしやいます。介護保険は、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、「介護」を社会保険のしくみによって、社会全体で支えていくものです。

介護保険制度とは、市町村が「保険者」となって運営し、40歳以上の方が介護保険料を支払うことで、介護が必要になったときに、1割～3割の自己負担で介護サービスを受けられる制度です。

介護保険に加入する人

①第1号被保険者

65歳以上の方全員が対象で、被保険者証は全員に交付します。保険料は、所得に応じて決められた保険料を、原則年金からの天引きにより納付します。日常生活において介護が必要となった場合、要介護認定を受けてから介護保険のサービスを利用することになります。

②第2号被保険者

40～64歳の方全員が対象で、被保険者証は要介護認定を受けた方に交付します。保険料は医療保険の保険料に上乗せして納付します(保険料の額は、加入している医療保険によって異なります)。介護保険で対象となる病気(特定疾病)が原因で介護が必要になった場合、要介護認定を受けてから介護保険サービスを利用することになります。

介護サービスを利用するには

介護サービスを利用するには、市が行う要介護認定や基本チェックリスト(生活機能の状況を確認する質問票)により生活機能の低下があると判定を受ける必要があります。認定などにより決定した要介護度などに応じて、利用できるサービスが異なります。

要介護度など	利用できるサービス
事業対象者(※1)	「一般介護予防事業(※2)」、「訪問介護(ホームヘルプサービス)」や「通所介護(デイサービス)」が利用できます。
要支援1	「一般介護予防事業」や「居宅サービス(ただし、一部利用できないサービスがあります)」が利用できます。
要支援2	
要介護1	
要介護2	「一般介護事業」や「居宅サービス」および「施設サービス」が利用できます(介護度により、一部利用できないサービスがあります)。
要介護3	
要介護4	
要介護5	
非該当(自立)	介護保険でのサービスは利用できません。「一般介護予防事業」に参加することができます。

※1 事業対象者:基本チェックリストを実施し、国の基準に該当した方

※2 一般介護予防事業:65歳以上の方を中心に、介護予防や日常生活の自立に向けた取り組みのための事業

- サービスを受ける際には「サービス計画」などを作成する必要があります。
- サービス計画は介護支援専門員(ケアマネジャー)に依頼、相談して作成してもらうか、介護を受ける方本人が作成します(事業対象者、要支援1・2の方の計画は地域包括支援センターの職員が作成します)。
- サービス事業者と契約をして、サービスを利用します。
- サービスを利用した場合は、費用の1割～3割が利用者負担となります。

社会福祉法人などによる減免

問 高齢福祉課 内線(1151) / FAX 272-6302
またはサービスを提供している社会福祉法人など

低所得者が、申出のあった社会福祉法人などの介護保険サービスを受けた場合、利用料が減免されます。

介護相談窓口案内

「介護が必要になっても住み慣れた家族や地域で共に暮らしたい」を大切に、介護などについてさまざまな相談を受けています。「地域包括支援センター(高齢者相談センター)」へお気軽にご相談ください。

センター名	住所	電話番号	FAX	相談受付時間
千曲市基幹地域包括支援センター	杭瀬下二丁目1	内線 1181~1184	272-6302	月曜日から金曜日 8:30~17:15
千曲市更埴川東地域包括支援センター	杭瀬下13-1	213-5085	213-6089	月曜日から金曜日 8:30~17:15
千曲市戸倉上山田地域包括支援センター	戸倉2388	214-7780	214-7781	月曜日から金曜日 8:30~17:15

※相談は無料です。個人の秘密は堅く守りますので安心してご利用ください。

介護保険サービス一覧表

▶ 居宅サービス

サービス	概要
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの援助を行います。
訪問入浴介護	移動入浴車などで自宅を訪問し、入浴の介助を行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士などが自宅を訪問し、リハビリを行います。
居宅療養管理指導	医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養生活を送るために必要な指導を行います。
訪問看護	看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
通所介護(デイサービス)	日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事などのサービスを受けられます。
通所リハビリテーション (デイ・ケア)	日帰りで介護老人保健施設、病院などで、リハビリなどを行います。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護やリハビリなどが受けられます。
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所し、医療や看護、リハビリなどが受けられます。
福祉用具貸与	自宅で生活しやすいように、車いすやベッドなどの福祉用具を借りることができます(要介護度によって、借りられない福祉用具があります)。
特定福祉用具購入	ポータブルトイレや入浴補助用具などの福祉用具を指定業者から購入した場合、購入費を支給します(年間10万円が限度で、その1割~3割が自己負担)。
住宅改修	手すりの取り付け、床段差の解消、洋式便器への取り替えなどの住宅改修の際の費用を支給します(ひとつの住居について20万円が限度で、その1割~3割が自己負担。事前の相談が必要です)。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居し、入浴、排せつ、食事などの介護やリハビリを受けられます。

▶ 地域密着型サービス

サービス	概要
小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設で、通いを中心に訪問や泊まりのサービスを組み合わせて受けられます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護職員、看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報、電話などに随時対応します。
地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模デイサービスセンターなどに通い、入浴、食事などのサービスを受けられます。
認知症対応型通所介護	認知症の方が、入浴や食事などの介護や機能訓練を日帰りで受けられます。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の方が、共同で生活できる住居で、入浴や食事などの介護や機能訓練を受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	小規模な住居型の施設で、通いを中心に訪問や泊まりのサービス、訪問看護などのサービスを受けられます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅などに入居し、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を受けられます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方が、定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所し、日常生活の支援、機能訓練などを受けられます(原則、要介護3以上の方)。

▶ 施設サービス

サービス	概要
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、在宅での介護が困難な場合に入所し、日常生活の支援、機能訓練、健康管理などを行います(原則、要介護3以上の方)。
介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリを中心としたケアを行います。

福祉のまちづくり

問 千曲市社会福祉協議会 ☎276-2687

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく民間福祉団体です。住民の参加・協力のもと、地域福祉活動事業や各種福祉団体・ボランティア団体への援助育成、生活福祉資金貸付業務、心配ごと相談所、司法書士法律相談、結婚相談所、介護保険事業、共同募金などの各種事業を行います。

生活福祉資金貸付事業

低所得・障がい・高齢者世帯に対し、審査のうえ資金の貸付と援助指導を行います。

助けあい資金貸付制度

低所得者、生活にお困りの方を対象に、審査のうえ資金の貸付を行います。

日常生活自立支援事業

高齢者や障がい者の方々が安心して生活できるように、福祉サービスの利用援助や、お持ちの財産・金銭管理などの相談に応じるのがこの制度です。金銭管理や財産保全のサービスは、利用者和社会福祉協議会との契約に基づいて行われます。

地域支え合い事業“つなぐ”

一人暮らし高齢者などでちょっとした困りごとに対して(草取り、雪かき、買い物……)、住民同士で助け合う活動です。

千曲市ボランティア・市民活動交流センター

ボランティア活動の支援や、ボランティア養成に関する相談窓口です。登録団体は助成金申請や備品の貸出・交流スペースの無料利用ができます。

心配ごと・司法書士法律相談・結婚相談事業

日常生活での心配ごと相談や司法書士による専門的な相談、結婚を希望される方々の結婚相談を行います。

移送自動車貸し出しサービス事業

車いすおよびストレッチャーで搭乗できる車を貸し出し、歩行が困難な人や寝たきりの方の日常生活の利便を図ります(登録・予約制)。

天然温泉貸切風呂事業

病気やケガなどにより、大勢の方との温泉入浴には出掛けにくい方々の利用ができます(予約制)。

福祉医療費給付金制度

問 健康推進課 内線(1234) / FAX 026-273-8011

乳幼児、障がいをお持ちの方、母子・父子家庭の方の健康と福祉向上を図る目的で福祉医療費給付金の制度があります。資格取得手続きには「受給資格申請書」の提出が必要です。なお、転入された方については所得課税扶養証明書の提出を求める場合があります。

- 手続きに必要なもの／印鑑・健康保険証・振込先の口座番号など・届出人の本人確認書類・届出人と対象者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード(障害者手帳などが認定要件となっている方はその手帳)

※本人確認書類とは……官公庁(国の機関、都道府県、警察署、市区町村役場)が発行した免許証・許可証もしくは、身分証明書で本人の写真を貼り付けてあるもの(例:自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)。

区分	所得の制限	給付対象			
		通院	入院		
乳幼児	出生から中学校3年生の子ども	なし	なし	○	○
障がい者(児)	身体障害者手帳1級～3級	なし	なし	○	○
	身体障害者手帳4級	本人が所得税非課税で、同一世帯者が特別障害者手当の基準金額内※	なし	○	○
	療育手帳A1・A2・B1	なし	なし	○	○
	特別児童扶養手当1級～2級	なし	なし	○	○
	65歳以上重度障がい者(後期高齢者医療の障害認定を受けることができる方)	なし	なし	○	○
	精神保健福祉手帳1級	同一世帯者が特別障害者手当の基準金額内※	なし	○	—
	精神保健福祉手帳2級	本人が所得税非課税で同一世帯者が特別障害者手当の基準金額内※	なし	○	—
障がい者(児)	障害者自立支援法の精神通院医療を受けている方	なし	なし	○	—
	20歳以上65歳未満で国民年金(障害年金)1級10号・2級16号の方	なし	なし	○	—
母子家庭など	母子家庭の母子	なし	なし	○	○
	父母のいない児童	なし	なし	○	○
父子家庭	父子家庭の父子	なし	なし	○	○

※年度末年齢が0歳から18歳までの方は所得の制限なし。



障がい者福祉

➤ 心身に障がいのある方

問 福祉課 内線(1271・1272) / FAX 273-8011

身体障害者手帳

身体障がい児(者)の援助や各種制度上のサービスを利用する場合に必要な手帳です。取得には県知事指定医師の診断書を添えて市に申請し、県の判定を受けてから手帳が交付されます。

療育手帳

知的障がい児(者)の援助や各種制度上のサービスを利用する場合に必要な手帳です。取得には県児童相談所・更生相談所の判定を受けてから手帳が交付されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい児(者)の援助や各種制度上のサービスを利用する場合に必要な手帳です。取得には医師の診断書を添えて市に申請し、県の判定を受けてから手帳が交付されます。

障害者福祉手当など

障がい者の方の自立生活の基盤を確立するため、所得保障の一環として福祉手当制度や介護者への慰労金の制度が設けられ、次のとおり分類されます。

- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 福祉手当
- 重度障害者介護慰労金(所得制限があるものがあります) など

在宅福祉サービス

問 福祉課 内線(1271・1272) / FAX 273-8011

在宅で生活する障害者手帳をお持ちの方を支援するため、各種のサービスが用意されています。利用できるものは以下のとおりです。

- 補装具の交付・修理や日常生活用具の給付事業
- 重度障害者紙おむつ購入扶助事業
- 重度障害者訪問理美容事業
- 訪問入浴サービス事業
- タイムケア事業
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業
- タクシー利用料金助成事業
- 自動車改造や免許取得の助成事業
- 住宅改良費の助成事業 など

施設サービス

障がいや難病で、日常生活に支障がある方は、施設に入所または通所して支援を受けることができます。

- 施設入所
- 生活介護
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行
- 就労継続(A型・B型)
- 共同生活援助(グループホーム)
- 療養介護 など

心身障害児母子通園事業 (あすなる園 ☎・FAX 274-0554)

心身障がい児とその保護者などが通園し、機能回復訓練や生活相談を行います。

心身障がいのある方への医療費助成

身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳などをお持ちの方の医療費を助成する福祉医療費給付金の制度があります。各手帳で認定された程度(級)や所得などにより対象とならない場合がありますので、認定要件などについては福祉医療費給付金制度(P.79)をご覧ください。

精神障がい者通院費の公費負担制度

問 福祉課 内線(1273) / FAX 273-8011

精神障がい児(者)が通院により精神障がいの医療を受ける場合に、その費用の90%を公費で負担します。



健康づくり

健康づくりのために

健康診査などのすすめ

問 健康推進課 FAX 272-6558

市では市民の皆さんが、自分の体の状態を確認できるように、健康診査・各種がん検診を行っています。年に1回は受診して早期発見、早期治療に努めましょう。また、健康相談、栄養相談、健康教育、訪問なども実施しています。国民健康保険加入者の40歳～74歳までの方に、特定健診・特定保健指導を実施しています。

健康診査等一覧

健診名	対象者	内容	料金	内線
一般健診	20～39歳	問診、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査、内科診察、心電図(一般健診には心電図はありません)	一部本人負担	2102
国民健康保険特定健診	40～74歳 国民健康保険加入者		一部本人負担	
後期高齢者健診	後期高齢者医療制度加入者		無料	2132
結核検診	65歳以上	エックス線撮影	無料	
胃がん検診	30歳以上	エックス線撮影(バリウム服用)	一部本人負担	
大腸がん検診	30歳以上	便潜血反応検査(2日法)	一部本人負担	
子宮頸がん検診	女性20歳以上	視診、細胞診	一部本人負担	
乳がん超音波単独検診	女性20～39歳 75歳以上	超音波検査	一部本人負担	
乳がんレントゲン検診	女性40～74歳の偶数年齢	マンモグラフィー	一部本人負担	
肺がん検診	40歳以上	胸部らせんCT撮影	一部本人負担	
前立腺がん検診	男性50歳以上	血液検査(前立腺特異抗原PSAの測定)	一部本人負担	
歯周疾患検診	20・30・40・50・60・70歳になる方	歯肉と歯の検査、ブラッシング指導	一部本人負担	

精神保健に関する相談

問 健康推進課 内線(2132)

眠れない、気分が落ち込む、意欲が出ないなどこころの健康に関する相談を行います。電話相談も随時受け付けます。

職種	相談日
精神科医師	精神保健相談会(日程は市報をご覧ください)
保健師	随時

予防接種

問 健康推進課 内線(2113) / FAX 272-6558

予防接種名	対象者	料金
インフルエンザワクチン	65歳以上	一部本人負担
高齢者肺炎球菌ワクチン	該当する年度に、65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方、60歳以上65歳未満の一定以上の障がいのある方※(令和5年度まで) ※過去に、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は対象外	一部本人負担

※対象者には、直接通知します。